

## 令和4年度武蔵野市環境浄化審議会 議事要旨

- 日 時 令和4年8月22日（月）午後6時00分から午後6時45分
- 場 所 本町コミュニティセンター 3階 第1会議室
- 出席者 11名
  - 【審議会委員】 7名（室井会長、川鍋副会長、寺岡委員、小田委員、鈴木委員、  
栃折委員、塚本委員）
  - 【事務局職員】 4名
  - 【傍聴者】 なし

### ■次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 事務局からの報告
  - ・吉祥寺南町2丁目（4番～10番）における居住者・事業者アンケートの結果について
- 4 意見交換
- 5 その他

---

### ■議事要旨

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 事務局からの報告
  - 吉祥寺南町2丁目（4番～10番）における居住者・事業者アンケートの結果について

#### 【事務局】

- ①アンケートの目的と結果概要の説明
  - ・このアンケートの目的は、吉祥寺南町2丁目の一部地域における環境浄化の推進を求める内容の2件の陳情についての意見付き採択（市の権限の及ぶ範囲で、陳情の趣旨に沿うよう努力されたい）という結果を受け、市の権限の及ぶ範囲においてできる対応について検討を進めるため、本陳情に関連する地域に居住又は事業を営まれる方を対象に、情報提供を行うと共にアンケートを実施し、検討の際の参考とすることである。
  - ・7月11日から29日まで約3週間の期間に実施した。
  - ・居住者337世帯（郵送）と事業者182件（ポスティング）の合計519件に配布。
  - ・回答数は144件（27.7%）

- ・設問 1～7 までの回答結果は別添資料のとおり
- ・設問 8 には74件の意見が寄せられた。おおまかに分類分けをすると、下記の通りの回答があった（件数は重複する場合もある）。
  - 「ごみ」に関するもの（14件）
  - 「騒音」に関するもの（14件）
  - 「風俗営業店」に関するもの（11件）
  - 「交通」に関するもの（6件）
  - 「客引き」に関するもの（5件）
  - 「喫煙」に関するもの（5件）
  - 「旅館業」（既存・新規）に関するもの（5件）
  - 「パトロール強化」を希望するもの（4件）
  - 「下水臭気」に関するもの（1件）
  - 「現状で問題ない」（6件）
  - その他（10件）

②アンケート結果を踏まえた陳情採択に関する現時点での市の考え方

- ・ 2 件の陳情の要旨は、おもに 3 点あると認識している。(1)「環境浄化審議会を開催し、吉祥寺駅南側エリアの呼び込み、声掛け、景観、看板照明、旅館業法の施設などの現状調査を行うこと」、(2)「吉祥寺南町 2 丁目近隣商業地域を環境浄化特別推進地区に指定することを調査・審議すること」、(3)「環境浄化に関する条例に基づく環境浄化協力員を委嘱し、市・警察署・消防署・保健所ともに風俗営業・旅館業について定期的な査察を行うこと」
- ・ (1)の「環境浄化審議会を開催し、吉祥寺駅南側エリアの呼び込み、声掛け、景観、看板照明、旅館業法の施設などの現状調査を行うこと」については、令和 4 年 2 月に開催した環境浄化審議会において現地を確認したとともに、毎日ブルーキャップによるパトロールで吉祥寺周辺の状況は把握している。
- ・ (2)の「吉祥寺南町 2 丁目近隣商業地域を環境浄化特別推進地区に指定することを調査・審議すること」については、環境浄化に関する条例第 9 条にて規定された 3 つの地区指定要件（①風俗営業店等の集積、②犯罪の多発、③環境浄化に関する地域住民の意識が高く、地域住民の自主的活動により一層の環境浄化の推進を図り得る地域）をそれぞれ確認した。「風俗営業店等の集積」や「犯罪の多発地域」には該当しないものと認識している。「環境浄化に関する地域住民の意識が高く、地域住民の自主的活動により一層の環境浄化の推進を図り得る地域」という点については、今回のアンケート結果では、設問 5「活動をしている」と回答した方が10名（約 7%）、設問 7「推進地区の指定を受けた場合に、環境浄化活動を行う意向はありますか」という設問で「ある」と答えた方が21名（15%）であった。自主的活動意向は少数確認できたものの、現時点では、3 つの地区指定要件に該当はしないものと考えている。
- ・ (3)の「環境浄化に関する条例に基づく環境浄化協力員を委嘱し、市・警察署・消防署・保健所ともに風俗営業・旅館業について定期的な査察を行うこと」については、「環境浄化協力員」は、平成13年度を最後に、それ以降の新たな協力員は募集をしておらず、平成14年以降は、市政モニター制度（現在は廃

止)を開始し、その他にもブルーキャップ、ホワイトイーグル、市民安全パトロール隊など、日頃から市内の状況を把握できるパトロール隊を充実させていると共に、現在は、市長への手紙や市HPへの問い合わせ、所管課への直接の連絡など、情報提供やご意見については、協力員以外の方法でも常時受付できる体制となっているため、新たに「環境浄化協力員」として委嘱をする予定はない。

- ・「風俗営業・旅館業について定期的な査察」という要望もあったが、警察署や保健所など、それぞれの機関がそれぞれの法律に基づき、必要な査察を行っているものと認識している。風俗営業や旅館業については、市として査察を行う権限は持ち合わせていない。
- ・陳情の趣旨と今回のアンケート結果を踏まえ「市の権限の及ぶ範囲においてできる対応」を検討した結果、吉祥寺南町2丁目の陳情該当地域について、条例に規定する要件を満たさないことを確認したため、新たに環境浄化特別推進地区に指定することは現時点では行わない方針である。
- ・ただし、陳情の趣旨を踏まえると、既存のホテルの夜間の光などの状況について問題視されていることが根底にあるのではないかと考えている。さらに、隣の敷地に新たにホテルが建設予定であることが近隣の方々の不安を呼び起こしているものと想像できる。旅館業者の責務等に関する条例第5条に「対象施設の屋外の装飾及び広告物について、周辺環境と調和させるよう努めること」という規定がある。まずは、あくまでもお願いという扱いにはなるが、陳情の採択と今回のアンケート結果等を踏まえ、ホテルの光等について、ホテル事業者への申し入れを必要に応じて市として行いたいと考えている。
- ・今回のアンケート結果に記載された自由意見欄などを踏まえると、ごみや騒音、パトロールの強化などを求める声が多いことも確認ができた。これらの課題については、市の各所管課と共有したうえで、可能な対策を順次とっていきたいと考えている。
- ・「パトロール強化」を希望する声もあったため、ブルーキャップや吉祥寺ミッドナイトパトロール隊のパトロール地域に、今回の陳情該当エリアも加えることを検討している。この地域は、客引き行為等の警告等ができる勧誘行為等適正化特定地区外のため、「警告」や「勧告」行為はできないが、客引き行為等に対する口頭注意や「指導」までは必要に応じて実施することが可能である。
- ・より良い環境にしていきたいという思いは同じであるため、引き続き、該当地域の状況把握を継続して行っていき、市として対応できる課題については、それぞれ対応をしていきたい。

#### 4 意見交換

##### 【委員A】

- ・環境浄化に関する条例について、あまり知られていないことが分かった。また、「現状で問題ない」と回答している方がいるなど、同じ地域に住んでいても、感じ方は人それぞれ異なるということも分かった。
- ・ブルーキャップによるパトロールについては、口頭注意や指導だけでは実行性が懸念されるが、そうした対応を重ねていくしかない。

#### 【委員B】

- ・北口にあるホテルでは、風俗営業の関係者と思われる者による車の停車や車内での金銭の授受を近隣に住む住民が目撃している。南口の既存及び新しく建設予定のホテルについても、今後の利用のされ方について注意を払って見守る必要がある。
- ・今回の陳情は、この地域について多くの方に関心を持ってほしいという思いで提出している。この地域の清掃活動も新たに開始したところであり、風俗営業などに関することだけにとどまらず、より良い街となることを目指して、市民の関心を集めていくため、陳情を提出した市民自身も活動をはじめたということを確認してほしい。

#### 【委員C】

- ・大事なことは、委員Bの話のとおり「自分の街は自分で守る」という市民の意識であると思う。アンケート結果（自由意見欄）を見ると、自分ではやらずに行政に頼るといような様子も伺える。
- ・今回の陳情には、多くの方が署名をしているが、自分達でこの地域を良くしていこう、と言う人がどのくらいいるのかは不明である。
- ・要件に該当しない地区に対して地区指定を認めることは、違法行為になるためできない。
- ・住んでいる人と市が手を携えていき、その輪が広がればよいと思う。

#### 【委員D】

- ・昨年5月に提出された陳情では、多くの方が署名をされていたため、これは前に進めなくてはならない話であると思った。しかし、今回のアンケート結果を見ると、実際に住んでいる方の関心度は高いとは言えないことが分かった。
- ・しかし、このままで良いとも思わないため、夜間のパトロールを強化するなど、今できることを始めるだけでも状況は随分異なるのではないかと。

#### 【委員E】

- ・今回アンケートを実施したことはとても良かった。アンケートの結果を見ると「知らなかった」というような声が多いようであるが、このようにアンケートを実施することで、この地域に関心を持っているということを伝えることができる。できればこうしたアンケートは何度か実施をしていくと、その経過がわかるとともに、いつも注目しているというメッセージにもなるのではないかと。
- ・ニューヨークの地下鉄の事例のように、ゴミなどの街の汚れはすぐに処理をすることで、小さな芽を摘んでいき、状況が悪化しないよう対応していくことも大事である。

#### 【委員F】

- ・回答率は、決して高くはないという結果であり、この件に関して関心の低い方が多いのではないかという印象を受けた。
- ・一方で、自由意見欄を見ると、切実な問題意識を持っている方もいらっしゃり、住民間での温度差を感じた。
- ・条例による地区指定要件には該当しないため、この条例により対応することは難しい。まちづくりや都市計画というという観点から対策を講じていくしかないのかとも思う。ただし、現状では、そこまで講じるほどの状況ではないとも感じる。今後、何か起爆剤となり、風俗営業等が営業しにくいような環境づくりができれば良い。

#### 【委員G】

- ・これまで出た意見を整理すると、まず、条例の要件に該当しないのであれば、まずはできることを行うべきであるという意見が共通としてあった。  
その他には、
  - (1)行政指導の強化
  - (2)新たに建設予定のホテルについて、風俗的な利用に注意を払う必要がある
  - (3)市民の自主的な活動も開始されていることを認識しておく必要がある
  - (4)陳情者と地域住民の意識に乖離があるため、当該地域住民の意識を喚起する必要がある
  - (5)パトロールの強化
  - (6)光や音、汚物などの問題について地域住民に関心を広めていき、市及び市民が注目していることを知らせることが大事
  - (7)小さなところから即対応していくことが大事
  - (8)まちづくりという観点から都市計画の仕組みを利用していくことも考えられる
  - (9)アンケートを今後も実施していくことで、その経過がわかるとともに、いつも注目しているというメッセージにもなるのではないか。
- ・条例の改正など、必要があるのであれば立法的な解決という方法もある。
- ・行政指導をもう少し実施していくことが良いと考えるが、武蔵野市の行政手続条例では、条例に根拠のある行政指導は、市民であれば誰でも市にその指導も求めることができる規定となっているため、それらを周知するという方法もある。
- ・本日各委員から出た意見を参考にいただき、今後の市の方針を決定してほしい。

### 5 その他

#### 【事務局】

- ・旧第一ホテルの跡地に「吉祥寺エクセルホテル東急」が10月下旬に開業予定である。旅館業者の責務等に関する条例に基づき、市民向け説明会などの実施を依頼していく。